

西脇市市民交流施設使用料の減免基準の基本的な考え方

西脇市市民交流施設条例第9条の規定に基づく使用料の減免についての基本的な考え方は、次のとおりとする。

1 減免適用の考え方

原則として、市に納める使用料は、受益者負担の原則から、施設を利用する全ての人が負担し、公平性を担保する必要がある。ただし、公益性その他の観点から、次の場合、使用料を減免することができる。

2 減免を受けることができる者と減免の額

減免を受けることができる者	減免の額
(1) 市が主催する場合	全額（※）
(2) 指定管理者が指定事業を実施する場合	全額
(3) 市内の小学校又は中学校が利用する場合	全額又は基本料金の半額
(4) 市内の高等学校が利用する場合	基本料金の半額
(5) 文化・教養の向上や健康増進を図る目的で市民交流施設を継続的に利用する市内の団体で、市長が認めるものが利用する場合	基本料金の半額
(6) その他、市長が特に必要と認める場合	市長が認めた額

（※）市が主催する事業を実施する目的で使用する場合、その使用料の総額が 8,000,000円相当までは全額減免とする。市の令和6年度の使用実績など詳細については、「市による令和6年度施設利用実績（参考資料5）」を参照のこと。

3 減免の手続

使用料の減免を受けようとする者は、市民交流施設使用料減免申

請書を市長に提出し、承認を得なければならない。

4 留意事項

- (1) 市が主催する事業、又は、市長の認める重要な行事等の実施に際しては、可能な限り優先的に利用を認めること。
- (2) 指定管理者は、市に対し、毎月、市が主催する事業における減免状況を市に通知しなければならない。